

1 消防法令上の命令を受けている対象物について

甘木・朝倉消防本部では、朝倉市、筑前町及び東峰村の建物や危険物施設等に対し、定期的に立入検査を実施し、消防法令を遵守しているか確認しています。

その立入検査において、火災予防上の危険や消防法令に違反していることを確認した場合、消防法令を遵守するよう行政指導を行いますが、その行政指導に従わない場合、建物等の関係者に消防法令に適合するように命令を発することになります。

その命令を発した場合には、消防法令等に基づきその旨を公示しなければなりません。

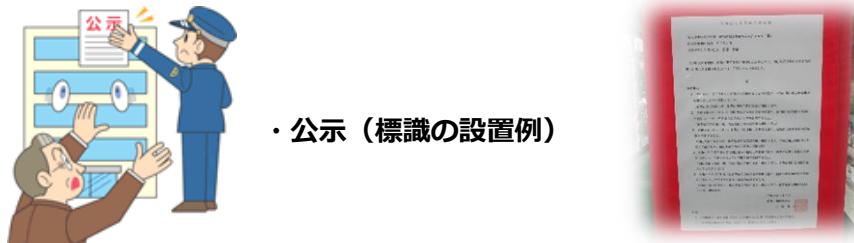
(消防法第5条第3項他、違反処理規程第11条第1項)

2 公示の内容

命令を行ったときの公示は、火災予防上の危険があることや、消防法令違反があり、消防機関によって措置命令が発せられて、履行される前にあることで、命令を受けている建物等の所在地、名称等について、建物利用者や近隣の皆様の安全のためにお知らせしています。

3 公示の方法

違反している建物等の全ての出入口付近で、建物利用者が容易に確認できる場所への標識の設置を行います。(消防法第5条第4項他、違反処理規程第11条第1項)



・公示（標識の設置例）

- ・消防本部及び消防法に基づく命令を受けた防火対象物が存する区域を管轄する署所の掲示場への掲示
- ・消防本部ホームページへの掲載

(違反処理規程第11条第1項、違反処理要領第7条第2項)

問い合わせ先

甘木・朝倉消防本部 予防課

電話：0946-23-2752

違反処理規程・・・甘木・朝倉市町村圏事務組合火災予防違反処理規程

違反処理要領・・・火災予防違反処理に関する事務処理要領